

計画作成年度	令和7年度
計画主体	氷見市

## 氷見市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 産業振興部農林畜産課  
所在地 富山県氷見市鞍川 1060 番地  
電話番号 0766-30-7088  
FAX番号 0766-74-1447  
メールアドレス [nourin@city.himi.lg.jp](mailto:nourin@city.himi.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、カモ、アオサギ、ゴイサギ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、ツキノワグマ、ニホンジカ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	富山県氷見市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）※令和8年1月末現在

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	421万円 3.8ha
カモ	水稲	57万円 0.5ha

(2) 被害の傾向

① イノシシ

市内の中山間地や里山に生息し、水稲の収穫期に被害の発生が顕著になっている。侵入防止柵の整備や捕獲が進み、農作物の被害防止に成果を挙げているものの、被害の根絶には未だ道半ばの状況である。また、イノシシが生息する地域では、農道やため池の法面、農地の畦畔への掘り起こし被害も多く発生している。また、ときおり市街地での目撃情報もあり、人身被害の発生が懸念される。

② カラス、カモ

氷見市全域で、田植え直後や直播直後の水稲の踏み荒らしや食害の被害が発生している。

③ アオサギ、ゴイサギ

氷見市全域で、稲の活着期から田干しの期間に水稲の踏み荒らし被害を確認している。

④ ハクビシン、タヌキ、アライグマ

氷見市全域で、収穫前の野菜や果樹等の食害を確認している。また、家屋等への浸入から生じる生活環境被害も発生している。

⑤ ツキノワグマ

中山間地域のみならず、平野部においても出没が確認されている。平野部では、果樹（柿、栗など）や山地の終端部分周辺での目撃が多くなっている。

⑥ ニホンジカ

市内の中山間地域において目撃情報があり、個体数の増加が危惧されており、今後被害が発生する恐れがある。

(3) 被害の軽減目標

指標 (被害金額・被害面積)	現状値 (令和7年度) ※令和8年1月末現在	目標値 (令和10年度)
イノシシ (水稲)	421万円 3.8ha	295万円 2.7ha
イノシシ (ハトムギ)	—	0万円 0ha
イノシシ (柿)	—	0万円 0ha
カラス、カモ、アオサギ、ゴイサギ	57万円 0.5ha	0万円 0ha
タヌキ、ハクビシン、アライグマ	—	0万円 0ha
ニホンジカ	—	0万円 0ha

指標 (人身被害)	現状値 (令和7年度) ※令和8年1月末現在	目標値 (令和10年度)
イノシシ	—	0件
ツキノワグマ	—	0件

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p><b>イノシシ</b> 氷見市鳥獣被害対策実施隊員が箱わな及び銃器による捕獲を実施している。また、捕獲従事者が箱わなによる捕獲を実施している。</p> <p><b>カラス、カモ、アオサギ、ゴイサギ</b> 氷見市鳥獣被害対策実施隊員が銃器による捕獲を実施している。</p> <p><b>タヌキ、ハクビシン、アライグマ</b> 農作物や家屋に被害がある場合、その所有者からの申請により捕獲許可を発行し、檻の貸出しも行うなど、被害を受けた者が捕獲を実施できる体制を整えている。</p> <p><b>ツキノワグマ</b> 人身被害の発生が懸念される場合に、氷見市鳥獣被害対策実施隊員のわな及び銃器による捕獲を実施している。クマの目撃情</p>	<p>高齢化等により、捕獲の担い手（実施隊員、捕獲従事者）の数と個々のマンパワーが減少しており、新たな担い手の確保・育成と組織としての活動能力の強化が必要である。</p>

	<p>報の際には、警察や消防などの関係機関と連携し、パトロールと広報車やチラシの配布などによる注意喚起を実施している。</p> <p>氷見市鳥獣被害対策実施隊員の猟銃技術向上を目的とした研修会を開催している。</p>									
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>平成23年度から国交付金や県補助金を活用し、電気柵の整備を進めてきた。</p> <p>また、平成26年度からは氷見市有害鳥獣被害防止対策補助金を新設し、家庭菜園や集落ぐるみによる侵入防止柵の整備を行ってきた。</p> <table border="0" data-bbox="395 790 746 965"> <tr> <td>H23～R04</td> <td>959,517m</td> </tr> <tr> <td>R05</td> <td>24,941m</td> </tr> <tr> <td>R06</td> <td>29,808m</td> </tr> <tr> <td>R07</td> <td>17,470m</td> </tr> </table> <p>(令和8年1月末現在)</p> <p>併せて、適正な維持管理がなされるよう電気柵の設置講習会を実施するとともに、適期設置を周知するため電気柵設置推進運動を行っている。</p>	H23～R04	959,517m	R05	24,941m	R06	29,808m	R07	17,470m	<p>電気柵の設置不備や電気柵整備後において管理が不十分で効果を発揮していない事例が一部で見られる。</p> <p>また、個別に電気柵を整備している地域があることから、効率的に電気柵が整備されるよう地域一体となった取り組みを推進する必要がある。</p> <p>恒久柵の設置後は、管理通路の整備や定期的な見回り・営繕管理など、適切な管理の徹底を行う必要がある。</p>
H23～R04	959,517m									
R05	24,941m									
R06	29,808m									
R07	17,470m									
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>平成28年度から氷見市鳥獣被害防止総合対策事業（生息環境管理）補助金を新設し、集落ぐるみによる藪の刈払いや放任果樹・竹林の伐採等による生息環境整備を行ってきた。令和7年度には13集落で実施。</p> <p>また、里山再生整備事業を活用した緩衝帯整備を、令和7年度には19地区で実施。</p>	<p>高齢化等により、生息環境管理の担い手の数が減少しており、新たな担い手の確保・育成が必要である。</p>								

#### (5) 今後の取組方針

氷見市では、新たな被害防止計画を策定するにあたり、現状から約30%被害を減少させることとし、被害金額の削減目標を295万円、被害面積の削減目標を2.7haとする。

これまで、氷見市鳥獣被害防止対策協議会と密接に連携し、氷見市鳥獣被害対策実施隊や捕獲従事者が箱わなによるイノシシの捕獲および銃器による捕獲を実施するとともに、生息環境管理（放任果樹の伐採、森林・耕作放棄地等の適正な管理）、被害防止対策（侵入防止柵の整備による防除）を、国や県の補助事業等を活用しながら総合的に対策を進めてきており、この意義をより市民に浸透させ、さらに対策を推進していく。

また、鳥獣の被害防止対策の担い手の人数不足や高齢化が進んでいることから、担い手の育成にも取り組んでいく。

なお、ツキノワグマなどの大型獣に関しては、人身被害は、令和7年度は0件であり、近年は発生していない。今後も継続して目標年度まで毎年0件となることを目指す。

これらのことについて、次の項目において氷見市鳥獣被害防止対策協議会や富山県（自然保護課、農村振興課、高岡農林振興センター）、氷見市鳥獣被害対策実施隊、氷見警察署、氷見消防署と連携をとりながら実施していく。

- 1 被害状況調査の実施
- 2 被害防止対策の普及・啓発
- 3 被害防止対策を推進するため担い手の確保・育成
- 4 生息環境管理、侵入防止柵の設置など被害防止対策の実施
- 5 銃器、捕獲檻等による捕獲の実施
- 6 大型獣（クマ、イノシシ）による人身被害の防止
- 7 集落環境点検等の実施

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

氷見市鳥獣被害対策実施隊	被害防止のため鳥獣の捕獲、イノシシ捕獲檻の管理・運用、檻の設置指導、被害防除の助言等を行う。被害を防止または発生した場合に、わな又は銃猟（ハーファイフル銃を含む銃器）により捕獲を実施する。
捕獲従事者	イノシシ捕獲檻の管理・運用を行う。わな猟免許所有者が地区住民として実施するだけでなく、非所有者である住民も免許を取得して実施することも推奨し、集落ぐるみによる捕獲を推進する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ カラス、カモ アオサギ、ゴイサギ タヌキ、ハクビシン、アライグマ ツキノワグマ ニホンジカ	捕獲檻の設置 銃器による捕獲 銃器による捕獲 被害者が捕獲できる体制整備 銃器による捕獲、捕獲檻の設置 捕獲檻の設置
9年度	イノシシ カラス、カモ アオサギ、ゴイサギ タヌキ、ハクビシン、アライグマ ツキノワグマ ニホンジカ	捕獲檻の設置 銃器による捕獲 銃器による捕獲 被害者が捕獲できる体制整備 銃器による捕獲、捕獲檻の設置 捕獲檻の設置
10年度	イノシシ カラス、カモ アオサギ、ゴイサギ タヌキ、ハクビシン、アライグマ ツキノワグマ ニホンジカ	捕獲檻の設置 銃器による捕獲 銃器による捕獲 被害者が捕獲できる体制整備 銃器による捕獲、捕獲檻の設置 捕獲檻の設置

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

##### ①イノシシ

平成21年度頃から被害が顕著になり、以後年々生息数が増えていたが、ここ数年は増加傾向が落ち着いてきた。しかし、依然高い水準にあると思われるため、今後も継続して高い捕獲圧をかけ個体数の減少を図る必要がある。

(捕獲実績 令和3年度：796頭 令和4年度：1,361頭 令和5年度：1,368頭 令和6年度：1,709頭 令和7年度：980頭(令和8年1月末現在))

##### ②カラス、カモ

水稲への食害、踏み荒らしが深刻となっている。直播田を中心に田植え直後等の被害を防止できるよう、的確な時期での捕獲を実施する。

(捕獲実績 令和3年度：65羽 令和4年度：75羽 令和5年度：39羽 令和6年度：54羽 令和7年度：51羽(令和8年1月末現在))

##### ③アオサギ、ゴイサギ

田植え直後から田干し時期まで、水稲へ踏み荒らしが深刻なことから、適期に集中した捕獲を実施する。

(捕獲実績 令和3年度：73羽 令和4年度：62羽 令和5年度：78羽 令和6年度：74羽 令和7年度：68羽(令和8年1月末現在))

##### ④ハクビシン、タヌキ、アライグマ

野菜、果樹などの食害が発生しているものの、被害報告はない。今後の被害状況の把握に努め、被害者自身の手により捕獲を行う。

(捕獲実績 令和3年度：0頭 令和4年度：0頭 令和5年度：0頭 令和6年度：2頭 令和7年度：6頭(令和8年1月末現在))

##### ⑤ツキノワグマ

ツキノワグマについては、「富山県ツキノワグマ管理計画」に基づき、人とクマとの共生を目指すこととしている。捕獲においても被害状況等に留意し、人身被害が発生する恐れがある場合のみとするため、計画頭数は0とする。

##### ⑥ニホンジカ

目撃情報はあるものの被害報告はない。今後、個体数が増加しすぎ新植地での被害が予想されるため、「富山県ニホンジカ管理計画」に基づき、捕獲を実施する。

(捕獲実績 令和3年度：0頭 令和4年度：0頭 令和5年度：0頭 令和6年度：0頭 令和7年度：1頭(令和8年1月末現在))

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	1,500	1,500	1,500
カラス	60	60	60
カモ	60	60	60
アオサギ	60	60	60
ゴイサギ	10	10	10
ハクビシン	10	10	10
タヌキ	10	10	10
アライグマ	40	40	40
ツキノワグマ	-	-	-
ニホンジカ	5	5	5

捕獲等の取組内容
<p>農作物等の被害が発生する5月から11月を中心として、氷見市鳥獣被害対策実施隊等により銃器及び捕獲檻による捕獲を実施する。なお、イノシシの捕獲強化対策として、平成31年度から年間を通じて捕獲期間としている。</p> <p>イノシシについては、氷見市全域を対象とした捕獲を実施する。 ハクビシン、タヌキ、アライグマについては、農作物や家屋に被害がある場合、自宅の敷地内に限り、捕獲許可を発行し捕獲を実施する。 ツキノワグマについては、人身被害が発生する恐れがある場合のみ捕獲を実施する。 ニホンジカについては、被害の発生が予見される場合に捕獲を実施する。</p> <p>※捕獲計画数は、捕獲実績・状況に応じて随時変更協議をする。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ツキノワグマやイノシシ等の大型獣が出没した場合に、散弾銃では半矢となる可能性がある場合や、散弾銃では射程距離が届かない場合に、ハーフライフル銃を使用する必要がある。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ (電気柵)	電気柵 2段 L=50,000m	電気柵 2段 L=50,000m	電気柵 2段 L=50,000m
イノシシ (WM柵)	L=10,000m	L=10,000m	L=10,000m

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	侵入防止柵の設置 講習会等、侵入防 止柵の整備・点検 ・指導	侵入防止柵の設置 講習会等、侵入防 止柵の整備・点検 ・指導	侵入防止柵の設置 講習会等、侵入防 止柵の整備・点検 ・指導

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ ハクビシン タヌキ アライグマ ツキノワグマ ニホンジカ	生息環境管理（草刈りの徹底、放任果樹の除去、竹林の伐採・故殺等）、放置林の里山再生整備等を通じた普及啓発
9年度	イノシシ ハクビシン タヌキ アライグマ ツキノワグマ ニホンジカ	生息環境管理（草刈りの徹底、放任果樹の除去、竹林の伐採・故殺等）、放置林の里山再生整備等を通じた普及啓発
10年度	イノシシ ハクビシン タヌキ アライグマ ツキノワグマ ニホンジカ	生息環境管理（草刈りの徹底、放任果樹の除去、竹林の伐採・故殺等）、放置林の里山再生整備等を通じた普及啓発

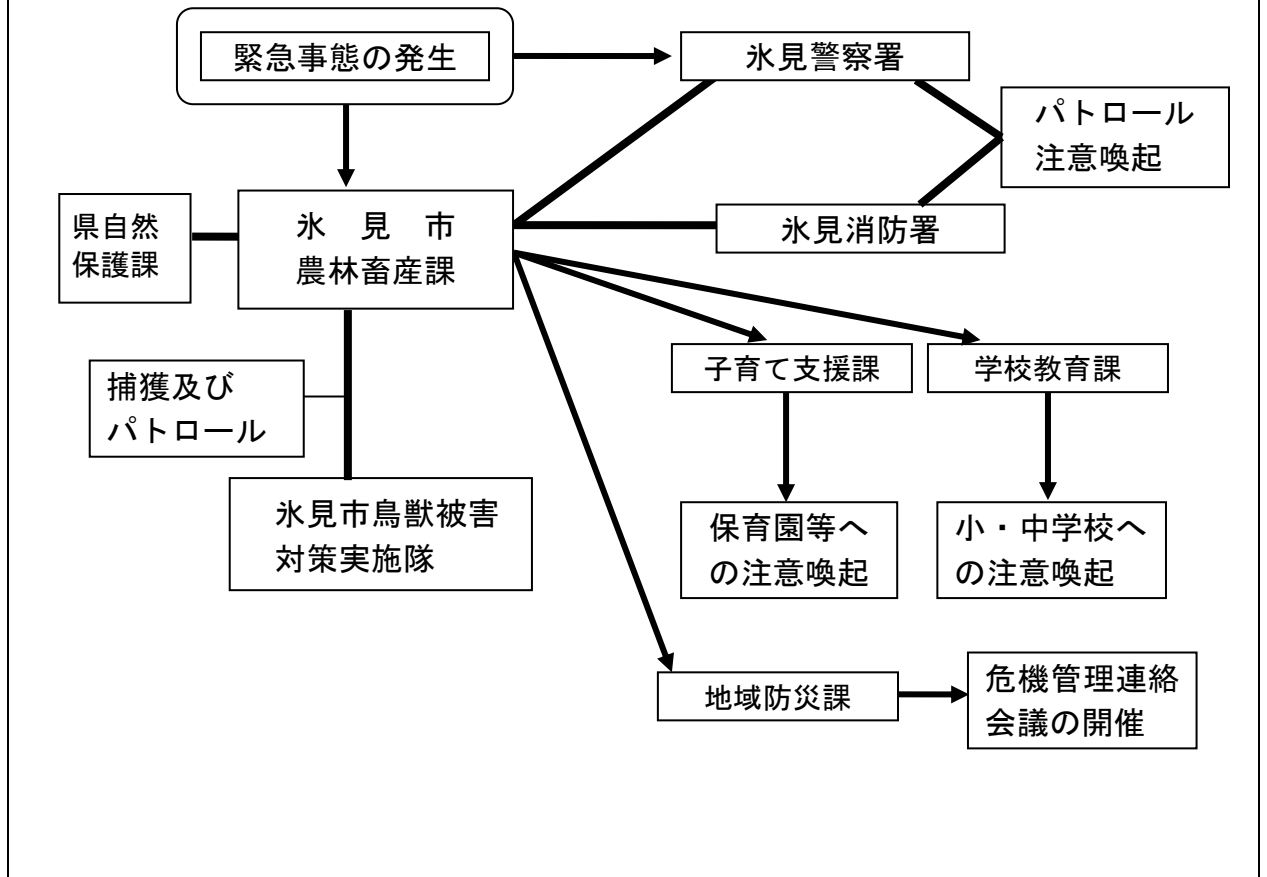
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
富山県自然保護課 農村振興課 富山県高岡農林振興センター 企画振興課	捕獲許可証の発行、被害防止対策に関する指導
氷見警察署	通報の受理、地域住民への注意喚起、情報の連携、パトロール、警職法適用による捕獲等
氷見消防署	地域住民への注意喚起、情報の連携、パトロール
氷見市鳥獣被害対策実施隊	痕跡等の確認、捕獲・駆除、専門的知見による他関係機関への助言、パトロール
氷見市	通報の受理、地域住民への注意喚起、情報の連携、パトロール、各関係機関の連携調整

(2) 緊急時の連絡体制

県自然保護課、氷見警察署、氷見消防署、実施隊員などと連携し、被害を最小限に抑えるよう迅速に対応する。



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、関係法令を遵守し、捕獲後速やかに焼却処分・自家消費とする。また、食肉として活用できる個体については、獣肉処理施設への提供を検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	被害防止計画対象地域内で捕獲した鳥獣について、食肉等利用する頭数の増加を図る。				
	〈捕獲した鳥獣の現在の利用状況と目標〉				
		令和7年度 (令和8年1月末現在)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	イノシシ	412頭	750頭	750頭	750頭

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	氷見市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
氷見市農業協同組合	目撃・出没・被害情報の収集・報告、農作物の被害状況の把握と情報提供、被害防止対策の営農（技術）指導等
西部森林組合氷見支所	里山整備の推進、森林・林産物被害の情報提供等
氷見市猟友会 （氷見市鳥獣被害対策実施隊）	鳥獣の出没傾向の把握及びパトロール、捕獲の実施、捕獲体制の整備、捕獲技術指導等 鳥獣関連情報の提供及び鳥獣保護
mutty's 株式会社	ジビエの普及と利活用を図り、鳥獣を食肉として加工し、PR・販売を行う。
富山県農業共済組合 高岡地域農業共済センター	被害状況の把握及び農業共済に関する調整、各種施策の情報提供等
富山県高岡農林振興センター 農業普及課氷見班 企画振興課	鳥獣関連情報の提供及び被害防止対策、国・県補助事業等情報提供等
氷見市 農林水産課	事務局を担当し、被害防止対策等の各種施策についての情報提供及び関係機関との連絡調整等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北陸農政局	鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供等
富山県農村振興課	鳥獣被害防止対策の指導及び農作物被害の取りまとめ、各種被害対策の先進事例や県単独の被害防止事業の取組についての情報提供等
富山県自然保護課	鳥獣被害防止対策の指導及び各種被害対策の先進事例や県の取組についての情報提供、指定管理鳥獣捕獲等事業との連携等
氷見警察署	通報の受理、地域住民への注意喚起、情報の連携、パトロール、警職法適用による捕獲等
氷見消防署	地域住民への注意喚起、情報の連携、パトロール

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年4月1日に民間隊員15名の構成で氷見市鳥獣被害対策実施隊を設置。令和3年4月1日に20名に増員。以下の職務を行う。

- ① 鳥獣の生息状況、被害発生時期及び場所の調査に関すること。
- ② 鳥獣の捕獲及び捕獲体制の整備に関すること。
- ③ 鳥獣の被害防止技術の向上に関すること。
- ④ 実施隊員相互の連携及び情報の共有化に関すること。
- ⑤ その他市長が実施隊の任務として必要と認める事項

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策を各集落等へ周知し、集落と一体となって被害防止対策を推進していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後も、鳥獣被害防止対策については、第1に生息環境管理、第2に被害防除、第3に捕獲とし、これら三本柱を総合的に推進することによって被害減少を目指していくこととする。

また、必要な場合には、市域（県域）超えての広域的な取り組みを近隣市町村と連携して実施する。